目次

第１章　計画の策定にあたって
１　計画の趣旨・・・

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の趣旨

わが国は急速な少子・高齢化に伴い、平成２４年の１２,７５２万人をピークに人口減少が進んでいます。内閣府によると、現状のままでいくと平成７２年には約8,７００万人まで減少すると言われています。近年、合計特殊出生率は上昇していますが、出産する女性の人口規模が減少しているため、出生数は減少傾向となっています。

この問題を明らかとしたのが、有識者らでつくる政策発信組織「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が発表した「消滅可能性都市」です。これは、国立社会保障・人口問題研究所が平成２５年３月にまとめた将来推計人口のデータを基に、最近の都市間の人口移動の状況を加味して平成５２年の２０～３０代の女性の数を試算し、平成２２年と比較すると半分以下に減る自治体のことを言います。本町もこの「消滅可能性都市」に該当しており、少子化による人口減少が危惧される中、さらなる子育て支援の強化が必要となっています。

これまで、我が国の子ども・子育て支援については、平成１５年に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」等が制定され、地方公共団体や事業主においては、行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化等子どもや子育て家庭の環境は大きく変化してきています。これらの現状や課題に対応し、子育てをしやすい社会を地域で包括的に支援していく新しい仕組みを構築すべく、平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立しました。それに伴い、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指し、５年を１期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとなりました。

これらのことを受けて、本町においても、子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子どもや子育て家庭を地域全体で支えていくために「阿武町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

２　計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条に基づき、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に本町がこれから進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく既存の計画である「阿武町次世代育成支援行動計画（阿武町こどもプラン）」を継承し、子ども・子育て支援の考え方のもとに、母子保健、小児医療、児童福祉、教育や育児支援における環境整備等、子ども・子育て支援にかかわる施策を一体的に推進するためのものです。

さらに、本町の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、本計画に基づいて町民各人をはじめ各家庭や学校・地域社会・職場での積極的な取組を促進するものです。

３　計画の基本理念・大目標

本計画を策定するにあたり、「阿武町次世代育成支援行動計画（阿武町こどもプラン）」を継承し、子どもたちを中心に家族や地域の住民が協力して、自助・共助・公助で支え合うまちづくりを進めるために、基本理念と大目標を以下のように定めます。

基本理念

「家族と地域の絆を深める」

（「家族の絆」「地域の絆」「家族と地域の絆」）

大目標

「こころ豊かでたくましい阿武町っ子を育てる環境づくり」

○「家族の絆」

子どもたちを取り巻く社会・生活環境が変化する中でも、基本的な子育ての場として安心して子どもを生み育てることができ、家族が共に健やかに成長していくことができる「家族の絆」

○「地域の絆」

子どもや子育て家庭に対する様々な取組が、地域社会の枠や世代を超えた「地域の絆」

○「家族と地域の絆」

家庭における子育てを基本としながらも、家庭と学校・地域社会・職場が子育てに協働して取り組み、子どもや子育て家庭を地域全体で支える「家族と地域の絆」

４　計画の期間

　次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法において平成２７年度から５年を１期とした計画を定めるものとしているため、本計画は平成２７年度から平成３１年度までを計画期間とします。
　なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く現状

１　人口の推移

阿武町における人口推移をみると、総人口は年々減少傾向にあり、平成２６年４月１日は３，６９０人となっています。

また、年齢３区分別にみると、年少人口（０～１４歳）の割合はほぼ横ばいですが、生産年齢人口（１５～６４歳）の割合は減り、老年人口（６５歳～）の割合は増えており、少子・高齢化が進んでいます。

【図１】

資料：「住民基本台帳」

【図２】

資料：「住民基本台帳」

２　出生数

阿武町の各年度の出生数と出生率※1を見てみると、以前に比べ減少していますが、近年は横ばいとなっています。

【図３】

資料：「住民基本台帳」

３　推計人口

（１）総人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所によると、阿武町の総人口は、平成３２年には 3,000 人を下回り、平成 52 年には 1,707 人にまで減少するとされています。

【図４】

資料：国立社会保障・人口問題研究所

※１出生率：年間出生数÷人口×1,000

（2）年齢３区分別人口の割合の推移

同じく国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も、年少人口（0～14 歳）の減少に伴い、生産年齢人口（15～64 歳）も減少し、老年人口（65 歳～）が増加となり、少子・高齢化がさらに深刻化していくことが予測されています。

【図５】

資料：国立社会保障・人口問題研究所

（3）推計児童数

コーホート変化率法※1 よる本計画期間内における推計児童数は以下のとおりです。出生数は横ばいですが、比較的人数の多い上位年齢層の児童がいなくなるため全体の児童数が減少すると推測されます。

【図６】

※１コーホート変化率法：同年または同時期に出生した集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

４　子育て家庭の状況

（１）世帯

阿武町の各年度末時点での世帯数は、平成２３年度に町内老人ホームの利用者世帯を算入、平成２４年度に住民基本台帳法改正により外国人住民世帯を算入しており、増加していますが、実際は減少傾向にあります。

【図７】

資料：「住民基本台帳」

阿武町の一般世帯における核家族世帯の割合は増加傾向にあり、子育て家庭内において子育てを行うものが限られる家庭が増えてきていることをあらわしています。

【図８】

資料：「国勢調査」

（２）保護者の就労状況

本計画作成のため、平成２６年１月に町内小学校３年生以下の子どものいる家庭を対象にアンケート調査を行いました。その結果から、産休・育休・介護休業中を含めて、子育て家庭の母親は「フルタイム」就労が２９％、「パート・アルバイト等」就労が３７％と、６割以上が就労しています。父親も「フルタイム」就労が７６％、「パート・アルバイト等」就労１％と回答者の大半が就労しています。

よって、父母ともに働きながら子育てをしている家庭が大半であることが分かります。

【図９】

【図 10】

（３）日常的な子育ての状況

アンケート結果から、「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭」は３８％、「緊急的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭」は５９％、「緊急的に子どもをみてもらえる知人がいる家庭」は６％という中、「いずれもいない」家庭が１０％となっています。

このことから、核家族化が進み、共働き家庭が増える中、緊急時は親族等にみてもらえる家庭がいる一方で、親族や知人など頼れる者がいない家庭もあることが分かります。

【図 11】

「子育てについて、相談できる人や場所はありますか」との問いに 88%が「いる/ある」と答えており、主に「友人や知人」や「祖父母等の親族」等の身近な人が多くあげられました。

【図 12】

【図 13】

（3）子育てに影響する環境

「子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境」についての問いに、回答者数 94 人の内、大半の 90 人が「家庭」と回答しています。また、「保育所」54 人、「小学校」31 人と各保育・教育施設の役割も重要視されている中、「地域」については 34 人が回答しており、「家庭」や「保育・教育施設」だけでなく、保護者にとって「地域」の子育て環境についても、重要視されていることが分かります。

【図 14】

（回答者数：94 人）

第３章　計画の基本理念と基本的な方向性

１　計画の基本理念と大目標

■基本理念　「家族と地域の絆を深める」

■大 目 標　「こころ豊かでたくましい阿武町っ子を育てる環境づくり」

２　基本的な視点

本計画の策定及び推進にあたり、次の５つの視点を基本とします。

１）子どもの視点の尊重	**第１の視点は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することです。** 地域において子どもが主体的に企画・参加できる催しや行事を増やすなど、子どもが自由に意見を述べ自分を自由に表現できる機会の充実を図ります。
２）子育て意識の高揚	**第２の視点は、子育ては親育ち（「親」として成長すること、「親」としての自覚をもつこと）でもあるという意識を高めることです。** 今の子どもたちや子育て世代がおかれている現状、子育ての楽しさ、すばらしさ、大変さを、男性も女性も、若者も高齢者も、あらゆる町民が実感できるような施策を進めます。
３）子どもたちの自立への支援	**第３の視点は、子どもたちが次代を担う社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう支援を図ることです。** 子どもたちが他人を思いやる心や感動する心をもち、心身ともに健やかに、次代の社会を担っていけるよう、地域の自然や社会資源（施設・人材）を活用しながら、家庭・学校・地域社会が連携して、子どもたちの健全育成のための取組を進めます。
４）仕事と生活の調和実現	**第４の視点は、仕事と生活の調和実現です。** 働きながら安心して子育てができる「子育て支援の基盤づくり」と父親も子育てに参加できるために、ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発に取り組みます。
５）社会全体によるすべての子育て家庭への支援	**第５の視点は、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、子育てを地域社会全体で支え合う仕組みをつくることです。** 核家族や共働き家庭の一般化など、家庭の子育て力が低下する一方で、少子化の影響で同年齢の子どもたちがふれあう機会が減少したり、安心して遊べる場所が少なくなったりするなど、地域の子育て力も低下しています。このため、親・家族・保育所・学校・職場・行政などの連携に加え、地域の人材やあらゆる社会資源を活用し、家庭と地域の子育て力の向上をめざします。 また、ひとり親家庭や障害のある児童を養育している家庭、その他配慮の必要な児童を含めたすべての子育て家庭を支援します。

３　計画の体系

基本理念

「家族と地域の絆を深める」

方針	基本施策
（１）地域における子育て支援の充実	①地域における子育て活動の支援 ②子育て中の親が交流できる場所づくり ③子どもの居場所づくりの充実
（２）子育て家庭への支援の充実	①子育て相談・情報提供体制の充実 ②親子のふれあいの充実 ③子育て家庭への経済的支援の充実
（３）親と子の健康の増進	①子どもや母親の健康維持 ②心と体を育てる食育の推進 ③小児医療体制の充実 ④不妊治療に関する支援 ⑤発達支援の充実
（４）要保護児童等への支援の充実	①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭の自立支援の充実 ③障害児など特別な支援が必要な子どもへの支援
（５）子育てと就労等の両立支援	①多様な保育サービスの充実 ②放課後児童健全育成事業の充実 ③仕事と子育ての両立の推進についての普及啓発
（６）子どもがのびのび育つ学習環境の整備充実	①次世代の親の育成 ②知育・徳育・体育の充実 ③地域の特色ある体験学習の充実 ④人権教育の実施
（７）子どもの安心・安全の確保	①良質な住宅の確保 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ③子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進 ④安心して遊ぶことができる環境の整備

第４章　量の見込みと確保方策

１　教育・保育提供区域設定

子ども・子育て支援法第６１条に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町では、これからも町全体で地域での子育てを行っていくことから、町全域を「一区域」と設定し、子育て支援施策を展開していきます。

２　教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第６１条第２項第１号に基づき、教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるものとされています。

新制度では、「施設型給付」と「地域型保育給付」を創設し、幼児期の学校教育・保育に対する財政支援の仕組みを共通化します。これにより、保育所や幼稚園等の教育・保育事業を利用する子どもは認定を受け、給付を受ける必要があります。

これまでの実績やアンケート調査の結果をふまえて、認定区分ごとに、下記のとおり量の見込みと確保方策を定めます。

区　分		平成 27 年度				平成 28 年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		3-5 歳	3-5 歳	０ 歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	０ 歳	1-2 歳
		学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり
①量の見込み	必用利用定員総数	２人	52 人	４人	20 人	２人	52 人	４人	20 人
②確保方策（内訳）	特定教育・保育施設	２人	52 人	４人	20 人	２人	52 人	４人	20 人
		(萩市内幼稚園)	（保育所）	（保育所）	（保育所）	(萩市内幼稚園)	（保育所）	（保育所）	（保育所）
	地 域 型 保 育 事 業	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
（参　考）推　計　児　童　数		54 人		16 人	36 人	54 人		16 人	35 人

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
3-5 歳	3-5 歳	０ 歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	０ 歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	０ 歳	1-2 歳
学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり
２人	53 人	４人	19 人	２人	54 人	４人	19 人	２人	52 人	４人	19 人
２人	53 人	４人	19 人	２人	54 人	４人	19 人	２人	52 人	４人	19 人
(萩市内幼稚園)	（保育所）	（保育所）	（保育所）	(萩市内幼稚園)	（保育所）	（保育所）	（保育所）	(萩市内幼稚園)	（保育所）	（保育所）	（保育所）
０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
55 人		16 人	34 人	56 人		16 人	34 人	54 人		15 人	34 人

【認定区分】（子ども・子育て支援法第 19 条第１項）

- １号認定：満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定こども以外のもの
- ２号認定：満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ３号認定：満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第 61 条第２項第２号に基づき、本町が地域の実情に応じ、本計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」について、これまでの実績やアンケート調査の結果をふまえて、下記のとおり量の見込みと確保方策を定めます。

（１）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町では、各関係機関が随時情報提供や相談等行うとともに、役場民生課を中心に関係機関との連絡調整を行っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所
確保方策	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町ではみどり保育園に併設している「子育て支援センターほっとハウスみどり」を増改築しさらなる機能強化を図ります。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	26 人	1カ所	25 人	1カ所	24 人	1カ所	24 人	1カ所	24 人	1カ所
確保方策	26 人	1カ所	25 人	1カ所	24 人	1カ所	24 人	1カ所	24 人	1カ所

※数値は月間延べ利用者数

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、現行同様に実施し継続的に行っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	210 人	210 人	210 人	１９６人	１９６人
確保方策	実施場所：なかむらレディースクリニック、都志見病院、斉藤助産院　外 検査項目：・問診及び診察　・血圧,体重,身長測定　・尿化学検査　・血液検査 ・超音波検査　等　※妊娠経過時期によって異なります 実施時期：妊娠届出から出産まで１４回				

※数値は年間延べ利用数

（4）乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。本町では、現行同様に実施し継続的に行っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15 人	15 人	15 人	14 人	14 人
確保方策	実施体制：２人 実施機関：阿武町役場民生課 委託団体等：民生課保健師と斉藤助産院助産師が訪問				

（5）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本町では、現行同様に実施し継続的に行っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15 人	15 人	15 人	14 人	14 人
確保方策	実施体制：１人 実施機関：阿武町役場民生課 委託団体等：民生課保健師が訪問				

（6）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本町では、みどり保育園で現行同様に実施し、保育ニーズに柔軟に対応していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	832 人	824 人	824 人	832 人	806 人
確保方策	832 人	824 人	824 人	832 人	806 人

※数値は年間延べ利用者数

（7）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町では、保育所の開所時間を超える保育ニーズに対応するために、開所時間の延長を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	３人	３人	３人	３人	３人
確保方策	０人	０人	３人	３人	３人

※数値は１日の利用者数

（8）病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本町では、病児保育ニーズへの対応を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	85 人	84 人	84 人	85 人	82 人
確保方策	０人	０人	84 人	85 人	82 人

※数値は年間利用数

（9）放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では、阿武小学校区については現行同様に実施、福賀小学校区については類似事業として町単独で実施し、さらなる活動内容の充実を図ります。

【低学年】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17 人	16 人	16 人	12 人	13 人
確保方策	17 人	16 人	16 人	12 人	13 人

【高学年】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	11 人	11 人	13 人	10 人
確保方策	10 人	11 人	11 人	13 人	10 人

４　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

子ども・子育て支援法第６１条第２項第３号に基づき、認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされています。

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在、本町内には認定こども園がなく、町内子育て家庭のニーズは保育所が大半となっています。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから普及促進が必要です。今後、公立保育所の認定こども園への移行も視野に普及促進していきます。

（２）保育士等の研修

質の高い幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援のために、町子育て支援担当課及び教育委員会が協働し保育士等の研修を行います。

（３）教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業者との契約等の締結を町独自に求め、両者の適切な連携を担保します。

（４）保小中の連携

保育所等や小・中学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境を整えます。

第５章　計画の取組

１　地域における子育て支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により家庭の養育機能が低下している中、地域全体で子育て家庭を支援する取組が重要となります。

このため、地域における子育ての支え合いや、子育てしやすい生活環境の整備など、「地域における子育て支援の充実」を進めます。

【現状と課題】

◆地域の子育て環境が重要視されていますが、ボランティアなど地域での子育て支援の担い手が不足しています。

◆今後も、子どもや子育て家庭の地域活動への積極的な参加や交流が期待されています。

◆行政主体の事業が多くなっているため、地域での子育て機能の強化が必要です。

◆子どもの数の減少により地域の中で子どもの居場所が限られており、安心・安全な居場所づくりが求められています。

【施策・事業】

①地域における子育て活動の支援

地域での子育て支援の担い手の発掘、育成を行い、地域全体で子どもや子育て家庭を支えていく体制づくりを推進します。

・子育てボランティアの育成
・放課後子ども教室等で地域の人材の活用
・母親クラブの活動支援
・各地区婦人会への子育て輪づくり事業の推進（若葉学級）

②子育て中の親が交流できる場所づくり

子育て支援センターを地域子育て支援の拠点として整備し、交流の場や子育て情報の提供など子どもや子育て家庭への支援を行います。

・子育て支援センター運営事業（ひよこクラブ、園庭開放）
・母親クラブ
・子育て教室

③子どもの居場所づくりの充実

地域において子どもが積極的に活動に参加・交流し、安心・安全に過ごすことができる居場所づくりの充実を図ります。

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の活動内容の充実
・放課後子ども教室の活動内容の充実
・高齢者や学生等との交流活動の促進

２　子育て家庭への支援の充実

子どもを安心して生み育てることができる家庭づくりに向けては、子育てに関する負担感の軽減を図ることが重要となります。
このため、子育てに関する情報提供・相談や経済的支援など、「子育て家庭への支援の充実」を進めます。

【現状と課題】

◆子育てに関する情報を子育て教室等で提供し、保健師や保育士が相談できる体制を整えています。

◆子育て家庭のニーズが多様化してきているため、関係機関のさらなる総合的な相談・情報提供体制を整える必要があります。

◆核家族化、共働き家庭の増加や保育サービスの充実により、親子のふれあう機会が減ってきています。

【施策・事業】

①子育て相談・情報提供体制の充実

子育て家庭が自らの実情に応じてサービスを選択し利用することができるよう、適切な情報提供や関係機関の連携のとれた相談体制の充実を図ります。

・関係機関の連携強化
・利用者支援事業
・子育て支援センター運営事業　※再掲

②親子のふれあいの充実

親子が一緒に活動し、ふれあいを深める機会づくりを推進します。

・子育て支援センター運営事業（ひよこクラブ、園庭開放）　※再掲
・母親クラブ　※再掲
・子育て教室　※再掲

③子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種経済的支援の充実を図ります。

・子ども医療費の無償化
・児童手当
・多子世帯応援保育料等軽減事業
・出産祝い金

３　親と子の健康の増進

少子化の進行や核家族世帯の増加、地域社会との接点が少なくなっていることで、妊娠・出産・育児に対して様々な不安や悩みを抱える親が増加しています。
このため、安心して子どもを生み、健やかに育てる事ができるよう健康診査や相談事業、各種教室等を充実します。

【現状と課題】

◆健康づくりの基本である基本的生活習慣を確立するため、家庭での取組を中心に、保育園、学校、地域が連携して一緒に取り組んでいくことが必要です。
◆孤立する家庭環境の中で、養育が難しい家庭に対して、総合的に支援できるように各関係機関と連携し、援助していくことが必要です。
◆家庭での孤食により一緒に食事をする楽しさを体験し、美しい食べ方を身につける機会が少なくなっています。
◆子どもの発達に不安をもつ保護者は多く、育てにくさや発達に課題のある子どもに対する支援へのニーズが高まっていることから５歳児健康相談等の発達支援を充実させることが必要です。

【施策・事業】

①子どもや母親の健康維持

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査など、子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待の発生予防の観点から、情報提供や相談体制の充実など妊娠期から継続した支援を行います。

・妊婦健診、乳幼児健診、乳児相談
・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業
・歯科保健事業

②心と体を育てる食育の推進

「食べたものが体をつくる」という食の基本に戻り、心身共に健康な体づくりのために食に関心を持ち、食に感謝し、将来自立した食生活ができるように支援します。

・妊婦期、乳幼児期における母子栄養管理事業
・保育園や学校でのクッキング等を取り入れた食育体験事業
・家庭や地域における生産・収穫体験事業

③小児医療体制の充実

緊急時の対応を身につけるための講習の開催や休日、夜間には、必要時に医療機関を受診できるように電話相談の普及啓発を行います。

・救命講習、事故予防についての講習
・小児救急電話相談、健康ダイヤル２４の普及啓発

④不妊治療に関する支援

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、阿武町独自で不妊治療に要する費用の一部を助成します。

・不妊治療費助成事業（県の特定不妊治療費助成制度に上乗せ）

⑤発達支援の充実

就学前の子どもに対して、医師や心理士等による相談を行い、子どもの心身のより健全な発達を促します。また、就学に向けて適切な環境づくりを支援します。

・５歳児健康相談
・子育て相談会
・発達支援事業（保育園での指導・教室型指導）

４　要保護児童等への支援の充実

育児に不安や困難を感じている保護者、成長・発達の遅れが懸念される子ども、障害のある子ども、保護を必要とする子どもなどのいる家庭に対し、専門的な知識や技術を要する個別の支援等を関係機関が連携して適切に行うよう努めます。

【現状と課題】

◆近年、全国的にも児童虐待の問題が深刻化しています。虐待の発生予防、早期発見、早期対応のために取組の強化が必要です。

◆ひとり親家庭（母子・父子家庭）の経済的・心身的負担を軽減し、安心して子育てができる総合的な自立支援が必要です。

◆療育を必要とする子どもの早期発見、治療の推進を図り、家庭への適切な相談や対応、各関係機関との連携が必要となります。

【施策・事業】

①児童虐待防止対策の充実

地域の関係機関の連携並びに情報収集・共有を行い、町の体制の強化及び資質の向上を図ります。虐待の発生予防のため、各関係機関と連携し支援を必要とする子どもを早期に発見し適切な支援につなげるとともに、児童虐待防止について普及啓発を図り地域においても周知を図ります。

・乳幼児健診、乳児相談　※再掲
・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業　※再掲
・児童虐待防止月間の普及啓発

②ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を図るため、総合的な支援を推進していきます。

・児童扶養手当や福祉医療制度等の各種支援策の推進
・保育や放課後児童健全育成事業の優先利用の配慮
・公共職業安定所との連携による児童扶養手当受給者への就労促進事業

③障害児など特別な支援が必要な子どもへの支援

妊婦や乳幼児の健康診査を推進し、障害の予防や早期発見に努めます。また、各関係機関との連携により一人ひとりの希望や状態に応じた適切な支援を行っていきます。

・妊婦健診、乳幼児健診　※再掲
・各関係機関との連携

※各関係機関
（保育園、学校、医療機関、児童相談所、乳幼児発達支援センター、健康福祉センター、学校心理士、地域コーディネーター等）

５　子育てと就労等の両立

　共働き家庭が増加し、就労形態も多様化する中、男女が安心して子どもを生み育てられる環境づくりが重要となります。
　このため、子育てを支える職場環境づくりや、多様なニーズに対応した保育サービスの提供など、「子育てと就業の両立支援」を進めます。

【現状と課題】

◆町内保育園では、一時預かり事業、乳児保育を実施しています。障害児保育については、ニーズに合わせて対応しています。
延長保育事業等については保育ニーズに応じて今後対応を検討していく必要があります。

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室は、町内小学校区に１カ所ずつ整備されており、同校区内にて連携の下、共同開催しています。

【施策・事業】

①多様な保育サービスの充実

　子どもや子育て家庭の実情に応じた保育サービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

・延長保育事業
・一時預かり事業
・障害児保育
・みどり保育園外国青年招致事業

②放課後児童健全育成事業の充実

　放課後等における子どもの健全な育成を図るために、子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室について、福祉部局と教育委員会の連携の下、学校施設等の活用や一体的な活動を推進します。

・放課後児童クラブ
・放課後子ども教室

③仕事と子育ての両立の推進についての普及啓発

　働きながら安心して子育てができるように、社会全体で子育て家庭を支える環境整備を推進します。

・「職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）」の普及・啓発

６　子どもがのびのび育つ学習環境の整備充実

子どもが様々な知識を習得するとともに、豊かな心を身につけていくためには、教育環境の整備が重要となります。

このため、家庭教育・学校教育の充実や、学校を中心に地域社会と連携した取組など、「子どもがのびのび育つ学習環境の整備充実」を進めます。

【現状と課題】

◆子どもの数の減少、保護者や指導者の行事への参加が少なくなっています。

◆家庭・学校・地域住民が一体となった事業の促進が必要です。

◆人権に関する課題は、社会経済情勢とともに変化しており、子どもたちへの人権教育の積極的な推進が求められています。

【施策・事業】

①次世代の親の育成

子どもを生み育てることを理解し、子どもや家庭の大切さを学ぶことができるように、意識啓発や教育環境の整備等を進めます。

・異年齢児交流事業（乳幼児とふれあう機会を学生達に提供する）
・心の教育の推進
・ふれあい教室

②知育・徳育・体育の充実

自ら学び考える力を育み、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するため、ふるさと愛を基盤とした教育環境の充実を図ります。

・小・中学校連携による取組の推進
・心の教育の推進　　※再掲
・体力向上プログラムの作成・実践・検証

③地域の特色ある体験学習の充実

学校・家庭・地域社会の連携の推進により、地域のふれあい交流を促進し、地域教育力の活性化を図ります。

・総合的な学習
・生涯学習ネットワークづくりの推進

④人権教育の実施

子どもの人権尊重の意識を高めるため、学校や地域社会における人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

・人権教育参観日
・人権講演会、人権学習講座

7　子どもの安心・安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域での見守りが必要です。また、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

【現状と課題】

◆子育て世帯の住宅に対する需要が増加しており、安全・安心な生活ができる住環境の整備が必要です。

◆子どもが犠牲となる事故や犯罪の増加や犯罪の低年齢化が課題となっており、事故や犯罪の未然防止に取り組むことが重要です。

◆子どもの数の減少や地域のつながりの希薄化等により子どもの遊ぶ環境が制限されています。安全な環境を整備し、子どもが自由に遊べる環境づくりが必要です。

【施策・事業】

①良質な住宅の確保

子育て世帯の住宅に対するニーズに対応するため、多様化する居住形態に対応した住環境の整備を促進します。

・住宅や宅地の充実
・空き家バンク事業の推進

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全思想の普及・啓発や道路・交通安全施設の整備等を行い、地域全体で子どもを交通事故から守る活動を推進します。

・交通安全街頭指導やキャンペーン等の実施
・安全な道路環境の整備
・乳幼児用シートベルト購入費用助成
・阿武町通学路交通安全プログラムの推進

③子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進

関係機関と連携して地域ぐるみで子どもの安全の確保や防犯意識を高める体制や環境を整えます。

・保育園や学校での防犯訓練の実施
・防犯外灯等防犯施設の整備
・子ども 110 番の家の推進
・青少年の犯罪・非行の防止

④安心して遊ぶことができる環境の整備

子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備し、子どもの健全な育成を図ります。

・遊具の整備や安全点検の実施

第６章　計画推進・点検・評価の方策

１　計画の実施の点検・評価・推進体制

（１）年度の達成状況の点検・評価及び計画の見直し

本計画の推進にあたっては、計画の実効性を確保するため、阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会により、毎年度における、計画の進捗状況を総合的に点検、評価するとともに、地域の実情にあわせた見直しを行っていきます。

（２）適切な役割分担と協働

子ども・子育て支援を展開するにあたっては、福祉、保健、教育、労働、雇用、男女共同参画、交通安全など幅広い分野にわたる総合的な取組と、家庭、学校、職場、地域社会、行政などがそれぞれの役割と責任に対する認識を深め、協働・連携していくことが必要です。

各分野で期待される役割

【　家　庭　】

子育ての基本は家庭であり、生活習慣や善悪の判断、礼儀などを学ぶ最初の社会でもあります。また、子どもにとっても最も安らげる場であり、父親と母親を中心に、家族全体で育児に参加し協力し合うことで、「家族の絆」を深めます。

【　保育園・学校　】

同年代の子ども同士が集団で生活する中で、集団生活のルールやマナーを学ぶ場です。地域の特色を生かした学習や体験の場を提供し、他者への思いやり、道徳心を身につけるサポートを行います。

また、親同士や地域のつながりを深めるため、行事等で集まれる場を提供します。

【　職　場　】

働きながら子育てをしている家庭が安心して生活ができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能な環境づくりを進める必要があります。

【　地域社会　】

地域の人々が子育てに積極的に参加し、子どもや親たちとの関わりを深め、心豊かな地域コミュニティづくりを進める必要があります。

【　行　政　】

各分野の主体として、協力体制の強化と、関連団体との情報交換などで、スムーズな支援基盤の整備を行います。

また、子育て家庭の様々なニーズの把握と適切な支援事業を展開し、子どもにとって最善の利益を尊重します。

資料

阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会設置要綱

（設置）
第１条　阿武町次世代育成支援行動計画の目標の実現をめざし、子ども及び家庭に関する環境づくりを総合的に推進するとともに、要保護児童の早期発見及び当該児童への適切な支援を図るため、阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について調査し、審議するものとする。
（１）阿武町子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
（２）阿武町次世代育成支援行動計画の普及啓発及び推進に関すること。
（３）子ども及び家庭に関する環境づくりについての施策の提言に関すること。
（４）子ども及び家庭に関する環境づくりについてのネットワークの強化に関すること。
（５）要保護児童等の保護、支援等に関すること。
（６）その他子ども及び家庭について必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　協議会は、委員 15 人以内で組織する。
２　委員は、別表に掲げる職にある者の中から町長が委嘱する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任を妨げない。
（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選とする。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。
（会議）
第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
（庶務）
第６条　協議会の庶務は、民生課介護福祉係において処理する。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 17 年 10 月１日から施行する。
（阿武町児童環境づくり連絡協議会設置要綱の廃止）
２　阿武町児童環境づくり連絡協議会設置要綱（平成７年阿武町訓令第５号）は、廃止する。
附　則（平成 19 年訓令第１号）
この訓令は、平成 19 年２月１日から施行する。
附　則（平成 26 年訓令第　号）
この訓令は、平成 26 年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

- 福祉関係者（民生委員・児童委員、保育園、児童相談所）
- 保健医療関係者（保健推進委員、医師等）
- 学校関係者（小学校長、PTA 関係者等）
- 子育て支援関係者（母親クラブ、子ども会、女性団体等）
- 事業所関係者
- 警察関係者

阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会委員名簿

任期　自 平成２７年２月　１日
至 平成２９年１月３１日

	区　　分	役　職　名	氏　　名	備　考
1	福祉関係者	民生児童委員協議会長	小　田　浩　三	
2	〃	主任児童委員	末　益　小百合	
3		主任児童委員	直　江　祐　代	
4	〃	保育園保護者会長	池　田　倫　拓	
5	〃	萩児童相談所主幹	片　平　明　徳	
6	保健医療関係者	くぼた薬局　薬剤師	久 保 田　龍 裕	
7	〃	保健推進連絡協議会長	林　　輝　美	
8	学校関係者	小中ＰＴＡ連絡協議会長	増　田　庸　祐	
9	〃	阿武小学校長 （小学校長代表）	能　野　祐　司	
10	子育て支援関係者	子ども会育成連絡協議会長	小　野　智　彦	
11	〃	みどり母親クラブ会長 （代　　表）	三　浦　美 和 子	
12	事業所関係者	㈱ナベル山口工場長	田　中　昌　克	
13	警察関係者	奈古警察官駐在所長 （駐在所代表）	倉　田　泰　治	
14	人権関係者	人権擁護委員 （代表）	藤　村　芳　秀	
15	〃	法務局萩支局長	小 野 村　　悟	

事 務 局　：　民　生　課

関係機関　：　教育委員会・社会福祉協議会・みどり保育園